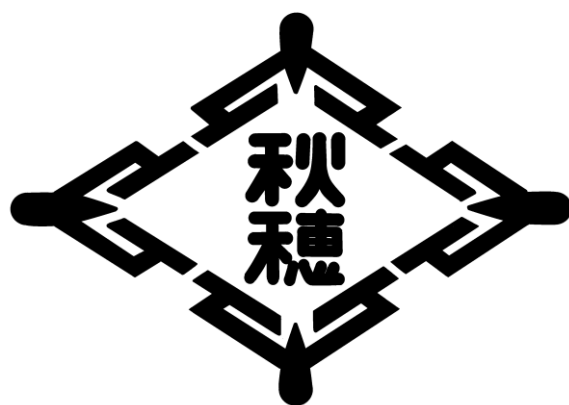


令和8年度
いじめ防止基本方針

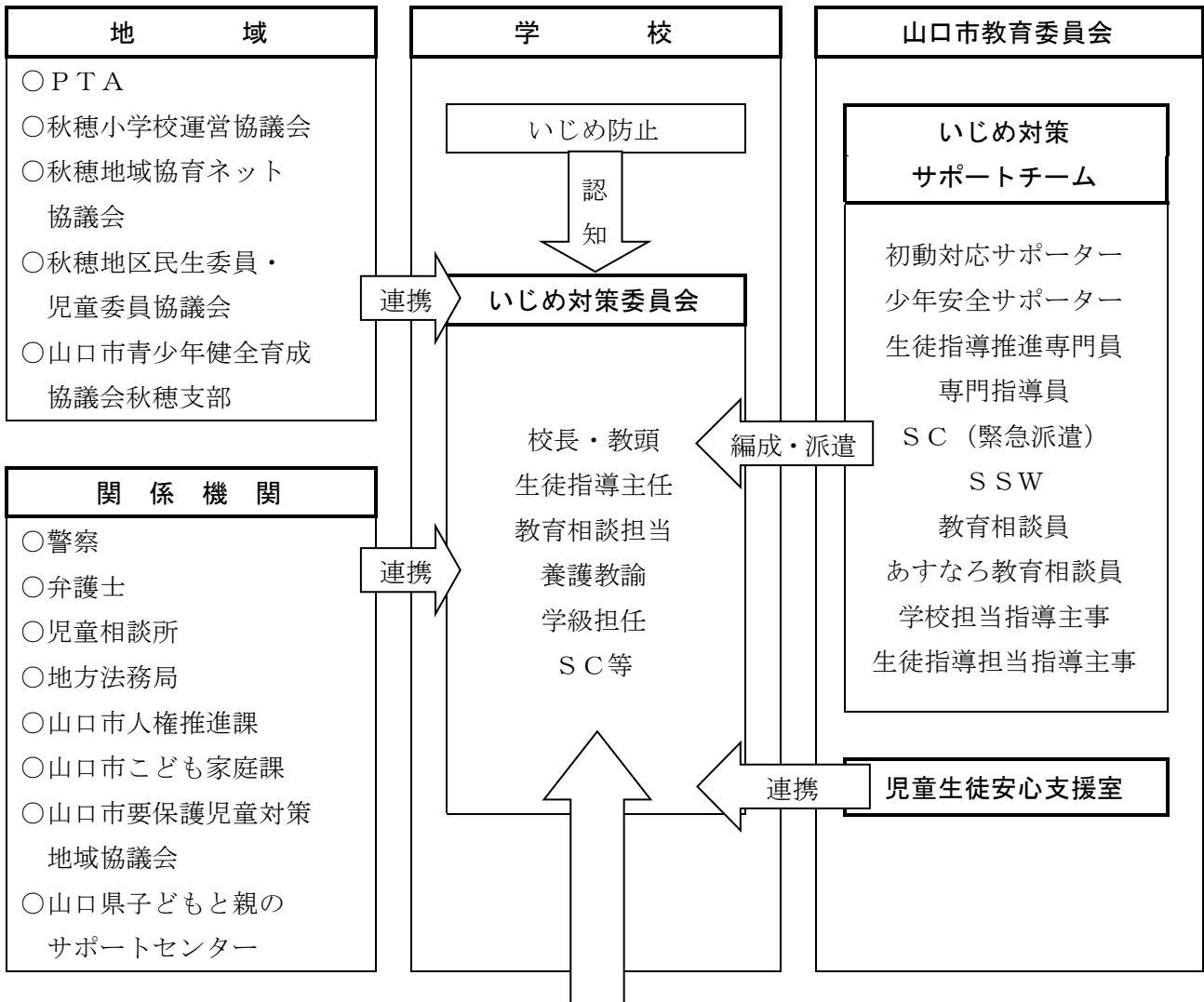


山口市立秋穂小学校

【目指す子ども像】

いじめに気づき、いじめを許さず、いじめに立ち向かい、いじめをしない児童

いじめ対策組織



山口市いじめ問題対策協議会

山口市は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、「いじめ防止対策推進法」第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等からなる協議会を設置する。

いじめ対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条により、学校におけるいじめ防止等の対策のために組織させると規定されているもの。

1 未然防止（いじめ予防）

学校は、いじめ防止に向けて、児童が、心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・生徒指導部での情報交換と月目標の設定
- ・校内研修会の充実
- ・ケース会議の開催と情報共有
- ・児童理解の会（週1回金曜日）による教職員間での情報交換
- ・生活アンケート、心の健康観察の実施
- ・引き継ぎ資料等による情報の交換及び蓄積
- ・SCとの情報共有

(2) 児童間の人間関係づくり

- ・縦割り班活動等、異学年集団による人間関係づくり
- ・委員会活動やクラブ活動による主体的な活動の充実
- ・ソーシャルスキルトレーニング、アンガーマネジメントの実施

(3) 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・各教科、領域、休憩時間、給食、清掃等すべての教育活動で展開
- ・確かな学力の定着、児童の居場所づくり、自己有用感・自己肯定感・自尊感情の育成
- ・いじめを「見抜く」「許さない」「傍観しない」雰囲気づくり
- ・人権教育による「人権尊重」「生命に対する畏敬の念」等の意識の醸成
- ・合理的配慮に基づいた一人ひとりを大切にする取組
- ・教職員の人権に配慮した言葉遣い（「くん、さん」付け等）の徹底
- ・情報モラル教育による情報化社会に必要な態度や知識・技能・判断力の育成

(4) 授業改善（AFPYを意識して）

- ・「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の五つの視点に基づく授業づくりの推進
- ・体験活動による人間関係づくり
- ・学習のねらいの明確化
- ・「めあて」に対する振り返り
- ・「安心・安全」への配慮と指導の徹底

(5) 家庭・地域社会との連携

- ・学校、家庭、地域との緊密な連携と協働による解決
- ・日常の取組の情報発信（学校だより、学年だより等）
- ・コミュニティ・スクール、地域協育ネット等による開かれた学校づくりの推進
- ・学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会などの関係団体との連携

(6) 校種間連携等の充実

- ・秋穂保育園・大海保育園との連携
- ・秋穂中学校・大海小学校との連携
- ・秋穂コミュニティーセンター（放課後児童クラブ）との情報交換

(7) いじめ対策委員会による評価・検証・改善

- ・学校基本方針の評価・検証・改善
- ・いじめ対策委員会による情報集約と情報発信

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実

- ・生活アンケート、心の健康観察等による調査や授業評価等での児童理解
- ・定期的な教育相談（年2回）による児童理解
- ・日常的な教育相談

(2) 児童理解による人間づくり

- ・日記等での人間関係づくり
- ・朝の会、帰りの会等、学級活動による児童の実態把握
- ・児童とふれ合う機会を増やすことによる信頼関係の構築
- ・職員会での生徒指導に関する情報共有

(3) 病気以外の理由で欠席の続く児童への対応「心をつなぐ、1、2、3運動」

- 欠席1日目に電話連絡をする。
- 連続欠席2日目は、家庭訪問で様子を伺い、学校と家庭の連携を深める。
※断続欠席2～6日目は、電話連絡か家庭訪問
- 連続欠席3日目、断続欠席7日目は、チームで対応をする。市教委等の関係機関との連携を図る。
※担任一人だけで対応するのではなく、教育相談係、SSW、SC等で役割分担を決め、連携して対応

(4) 不登校早期対応カードを利用した情報の共有化

いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連続欠席3日、または、1か月で断続欠席5日に達した場合は、児童の実態を把握し報告する。

- 連続欠席3日目、または断続欠席5日目に達した場合、市教委へ提出する。
- 担任等から情報を収集し、教育相談担当が作成する。生徒指導担当は、連携して対応に当たる。（担任→生徒指導・教育相談担当→管理職→市教育委員会）

(5) 地域協育ネットの仕組みを活用した児童との交流・情報交換

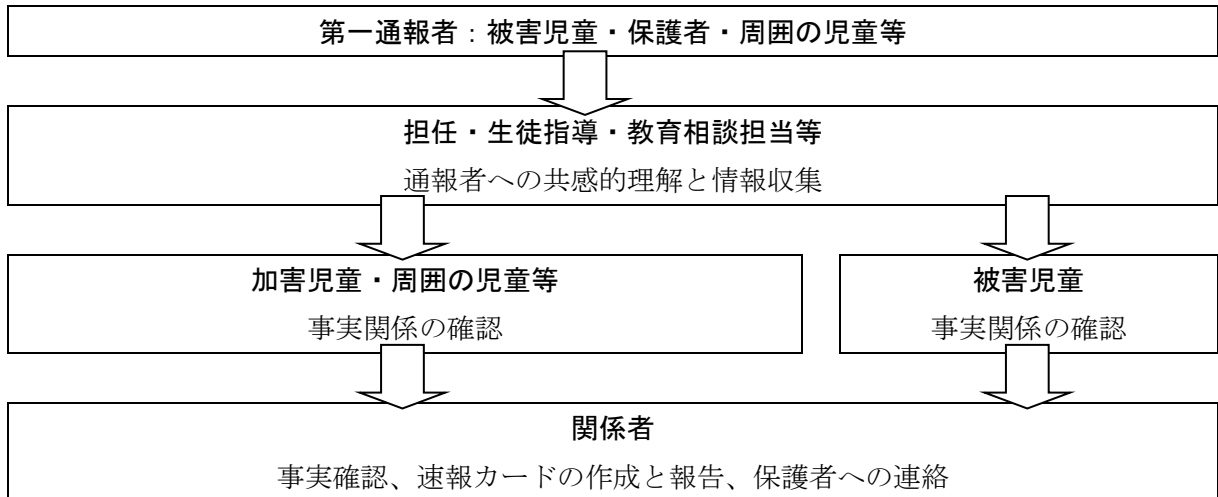
- ・家庭や地域（学校運営協議会委員、主任児童委員、民生委員、児童委員等）との連携

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関、専門機関との連携のもとで取り組む。

(1) 第一通報者から事実確認

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応し、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。



(2) 「いじめ速報カード」による報告、連絡、相談および記録、確認

- ・担任→生徒指導主任→管理職（校長・教頭）
- ・校長は把握したいじめの内容を市教委へ速やかに報告
- ・5W1Hの確認
- ・時系列での記録

(3) 「いじめ対策委員会」の開催

- ・情報集約と共有
- ・児童、保護者への対応（被害児童、加害児童、傍観者等）
- ・状況に応じて関係機関等との連携

(4) 当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取

(5) 必要に応じて職員会議の開催

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担の確認

(6) 児童、保護者への対応

- ・被害児童への指導・支援
- ・共感的理解とSC等による心のケア
- ・家庭訪問
- ・緊急避難（相談室、欠席）
- ・加害児童への指導・支援

- ・謝罪
- ・学級（周りの児童）への指導
- ・関係機関等との連携

4 重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめへの対応）

重大事態とは、以下の場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）
 - ・「生命、心身又は財産」に重大な被害が生じた場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日（目安）欠席している場合

(1) 報告の流れ

- ・重大事態と判断したときは直ちに市教委へ報告

(2) 調査の主体

- ・学校が主体となって調査する場合は、いじめ対策委員会と市教委から派遣されるいじめ対策サポートチームと連携を図りながら調査
- ・市教委が主体となって調査する場合は、市のいじめ問題調査委員会が調査

(3) 調査の内容

- ・重大事態に至るまでの事実関係を明確にするための調査（5W1H）

(4) 調査結果に基づく措置

重大事態の対応については、たとえ不都合なことがあっても、事実としっかり向き合い、公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーの配慮を重視しつつ、迅速・的確かつ組織的に対応を行う。また、いじめが犯行行為相当と判断される場合は、警察との連携も図る。

- ・被害児童への対応
- ・加害児童への対応

(5) 調査結果の報告及び提供

速やかに市教委に報告

資料 いじめ防止に関する年間計画

4月	いじめ防止基本方針の確認 ホームページへの掲載 PTA総会での保護者への周知	通年実施項目 ○生活アンケート、心の健康観察の実施（金曜日） ○児童理解の会（金曜日）による情報共有と記録の蓄積 ○スクールカウンセラーの定期的活用（計12回、46時間） ○教育相談およびカウンセラーの授業参加 ○いじめ対策委員会（年3回）
5月	特別支援・生徒指導児童理解 GHP	
6月	人権参観日・人権講演会 教育相談 いじめ対策委員会	
7月	GHP	
8月	校内研修会	
9月		
10月	いじめ防止・根絶強調月間 いじめ対策委員会 いじめ防止基本方針の点検、見直し	
11月	人権週間 教育相談 GHP	
12月		
1月	特別支援・生徒指導面児童理解 いじめ対策委員会	
2月	GHP	
3月	いじめ防止基本方針の点検、見直し 引き継ぎ資料の作成	